

資料引用元はきちんと示すこと。
試験委員が全員大学教員であることの意味を考へること。

国家総合職試験対策講座向け 答案用紙

【答案提出上のご注意点】

- ・答案用紙の氏名等の記入欄は、漏れなく全て記入してください。
- ・氏名記載欄以外に個人が特定できる情報を記載しないでください。

Answerの5段階で評価
しています。

同一文で「以下」
が繰り返し使用
されている。

文章論又論 H28

氏名		会員ID	
----	--	------	--

書き出しはこれでよい。

こういう文章構成上
の誤りはしないこと!

昨バレルから、個人情報とある問題、プライバシー
の保護、情報漏えい、この点に留意する。一方、情報
の基幹技術は、今後大きく進歩する。あらゆる情報の流通もあり
、ハッキングやフィッシング等、個人情報が盗取される可能性
がある。以下、この個人情報とある点の諸問題を踏まえ、個人
情報を活用する際の政策、この点に留意する。以下、個人
人々には、個人情報とある点、この点に留意する。以下、個人
生活、プライバシー、侵害される点に留意する。以下、個人
た、個人情報とある点、この点に留意する。以下、個人
て、個人情報とある点、この点に留意する。以下、個人
情報、この点に留意する。以下、個人
では、監視カメラや位置情報、この点に留意する。以下、個人
活用、この点に留意する。以下、個人
増進、この点に留意する。以下、個人
い、この点に留意する。以下、個人
利益、この点に留意する。以下、個人
問題、この点に留意する。以下、個人
活用、この点に留意する。以下、個人
ス、この点に留意する。以下、個人
や情報漏えい、この点に留意する。以下、個人
枠組み、この点に留意する。以下、個人
の枠組み、この点に留意する。以下、個人
セ、この点に留意する。以下、個人
ハ、この点に留意する。以下、個人
て、この点に留意する。以下、個人
に、この点に留意する。以下、個人
点、この点に留意する。以下、個人

資料
3に
よる
ように、

O.K!

自分の
見解を
明確に
提示し
ており
良い。

おのづから、資料中の内容を、この点に留意する。

意味不明? もしかして資料中にある reasonable limits のことですか?

日本語になってない。主語はどれですか？

資料2の内容を単に日本語訳しただけ。資料をヒント政策には手がかかりすぎる。

うわていう。個人情報と技術と後には、情報と訂正や削除と
専断してある。自ら~~コントロール~~個人情報とコントロールする
といふより相手を信頼しては、個人情報と技術するより、むしろ、他者
から監視やプライバシー侵害を過度に恐れること、プライバシー
と考へられる。具体的に個人情報を活用する企業等に對し、
消費者から要求するものは、企業の保有する情報を開示する
こと、消費者から個人情報削除を要求するものは、適切に削除する
ことと裁量づけることと考へられる。情報や収束に伴う合理的
的制約の結果として個人情報の活用を防ぐことと個人情報の漏え
いのリスクを過度に干渉を防ぐことと考へられる。具体的に個人
他人の個人情報と収束に伴う権利に對し、収束活用の目的と他
者に与えるように表示するよう裁量づけることと考へられる。
以上をまとめる個人情報とめぐり「プライバシー侵害」や
「情報漏えい」に對しては情報コントロールや情報や収束に伴
う合理的制約という観点から個人情報と活用する者に対して
開示や削除請求に応じることを目的と開示するよう裁量づける
ことと考へた。情報の基幹技術は日々進歩し続け、それに伴い
社会も変化している。現代社会においてはインターネットによ
り持主社会の在りようが方向づけられ、いづれ可能性を持つといふ。
「プライバシー侵害」や「情報漏えい」といったリスクに備え
つつ、個人情報と利活用で進む環境と、いづれ、保護の枠組みを
整える政策が必要と考へる。

おそらく、資料2の第6の消費者権利
を意識してのことだと思いますが
が違います。

文章構成力があるのは、読んでいて理解できますが、
ただ、各資料をつなげただけでなく、それは論文ではな
く、ダメにすぎません。

本問で重要なのは、自分の考へる政策を提示し、
論じていくことです。講義編(第1回だけでもいいです)
をきいて、書き方をまずはマスターして下さい。(池田)

例えば、購入履歴に従いPCにバナー広告が
登場してウザイと思いませんか？
そうした広告に対して、消費者は適宜拒否できますよ！と
いうことです。(これをオプトアウトといいます)